

平成 23 年度 第 4 回 八戸市男女共同参画審議会 議事録

日 時 平成 24 年 3 月 26 日 (月) 13:30~14:15

場 所 市庁本館 3 階 第三委員会室

出席委員 7 名 白鳥委員、外崎委員、馬場委員、岡沼委員、中門委員、
山道委員、竹内委員

●司会：それでは、ただいまから「平成 23 年度第 4 回八戸市男女共同参画審議会を開催いたします。本日の会議でございますが、種市委員と鈴木委員が欠席されており、委員 9 名中、7 名の方がご出席で、過半数以上の出席でございますので、本会議が成立することを報告いたします。また、当会議は「会議の公開」と「会議録の公開」としており、会議録につきましては、市のホームページで公開することにしておりますので、ご了解願います。本日の会議は、お手元の次第にそって進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。それでは議事に入りますので、議長に進行をお願いいたします。

●議長：本日の案件は前回の審議会での「基本計画第 2 次案」に対するご意見、及びパブリックコメントなどを反映させて、最終案を作成していただきました「基本計画最終案」についてご審議をいただくものです。審議の進め方ですが、委員の皆様には前もって基本計画の最終案を確認していただいたうえで事前にご意見を頂戴しておりますので、それらを取りまとめた「事前意見一覧表」をベースに、前回同様、意見交換をすすめてまいりたいと思います。具体的には、事務局から最終案の変更の部分がございまして、その点について説明をいただいた後に、事前に提出された皆様のご意見について提出者から補足説明があれば付け加えていただいて、次に事務局が回答をし、最後に本日、新たにお気づきになられたところの質問・ご意見等の意見交換をしてまいりたいと思います。それでは、最初に、事務局から「第 3 次八戸市男女共同参画基本計画最終案」の変更点について、ご説明をお願いいたします。

●事務局：それでは、基本計画（最終案）につきまして、2 次案から最終案への変更点について、説明いたします。まずは、前回、第 3 回審議会において、委員の皆様から頂戴しました意見をもとに変更いたしました箇所について説明いたします。

資料 4 「第 3 回八戸市男女共同参画審議会意見に基づく変更点（新旧対照表）」をご覧ください。変更部分についてまとめたものになりますので、簡単に説明いたします。

まず上から、資料 1 計画案の 7 ページの部分ですが、表中Ⅱ-(1)-②「職場における男女の均等な機会と待遇の確保」という項目は、ワーク・ライフ・バランス等を含めることから「職場における男女共同参画の促進」に変更しております。

次に 11 ページの施策の概要の項目で「事業所等の男女共同参画に関する理解を促進する

ため、男女共同参画推進事例の周知を図ります。」の文言を、事例のみではなく、広く広報啓発するため、「事業所等の男女共同参画に関する理解の促進に向けた広報・啓発活動や、男女共同参画推進事例の紹介を行います。」に修正しました。

次に 14 ページ 本文 1 行目の文中にあります、変化の速い経済・社会の「速い」の漢字を訂正しております。

つづいて 16 ページの②のタイトルですが、先ほど 7 ページでの施策の体系の部分でも修正がありましたとおり、「職場における男女の均等な機会と待遇の確保」を「職場における男女共同参画の促進」に修正しております。

同じく 16 ページですが、施策の概要の項目に、「事業所等の男女共同参画に関する理解の促進に向けた広報・啓発活動や、男女共同参画推進事例の紹介を行います。」という項目と「働く女性の妊娠・出産に関して、母性と心と体の健康管理へ配慮することや、雇用管理面で不利益を与えないことについて事業者へ周知を図ります。」の項目を新設しております。

また同じく 16 ページですが、施策の概要の項目の新設にあわせて、主な事業一覧に、「ワーク・ライフ・バランスの啓発」と「妊娠中・出産後の女性に対する健康管理措置の周知」の二つの事業を追加しております。

つづいて 23 ページの施策の概要の項目ですが、「妊娠・出産を理由として雇用管理面で不利益に取り扱わないよう、母性健康管理に関して事業者へ周知を図ります。」の文言を修正しまして、「働く女性の妊娠・出産に関して、母性と心と体の健康管理へ配慮することや、雇用管理面で不利益を与えないことについて事業者へ周知を図ります。」という文言にしています。

同じく 23 ページですが、主な事業の一覧 表中の「妊娠中・出産後の女性に対する健康管理措置の周知」の事業番号に「(再掲)」を追記しております。

以上が、前回第 3 回審議会でのご意見に基づき変更した部分になります。

つづいて、2 月に実施いたしましたパブリックコメントでのご意見をもとに、変更した部分について説明いたします。

資料 2 「八戸市男女共同参画基本計画 2012 年版(案)に対する市民意見と対応」をご覧ください。ご意見については、3 点頂戴しております。

まず一つ目ですが、計画案の 17 ページにあたりますが、実施施策の「女性のキャリアアップの促進」についてですが、キャリアアップには、就業の部分だけではなく、起業や創業に関する事業も必要では、というご意見があり、前回の審議会においても同様のご意見があったことから、見直しを行いまして、起業支援に関わる事業として、「アントレプレナー情報ステーション事業」を追加するとともに、再就職支援事業ではありますが、「若年者キャリアアップ事業」、「フロンティア八戸職業訓練助成金」、「母子家庭自立支援教育訓練給付金」を追加することとしました。

二つ目のご意見ですが、計画案の 20 ページの施策の基本方向Ⅲ「安全・安心な社会づく

り」の現状と課題の文中に、東日本大震災での経験を踏まえた内容の文言を加えるべきとの意見から、文言の修正を行いまして、変更案のとおり「また、国において決定された「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年7月29日）において、その基本的な考え方として、「男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進する。」との記述が盛り込まれました。このように、近年、頻発している災害への対応においては、避難所等での男女のニーズに違いがあることから、男女双方の視点に配慮した取り組みを進める必要があり、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立することが求められています。」との文言に修正いたしました。

つづいて三つ目の意見で、計画案の表紙の裏に記載されております宣言文についてのご意見ですが、都市宣言10年を迎えたことで、10周年の記念事業は行わないのかということですが、本市では、昨年10月に「男女共同参画都市宣言」と同時に「八戸市男女共同参画基本条例」が施行10周年を迎えたことから、既に、講演会等の記念事業を実施しております。また、宣言文の「生き生き」という文言の表現の修正については、市議会において男女共同参画都市宣言が議決されていることや、八戸市男女共同参画基本条例の中で、このような漢字表記となっておりますので、このままとし、修正はしないことといたしました。

以上が、パブリックコメントによる変更点になります。

つづいて、計画案で掲げている注目指標についてですが、事務局で見直しを行いましたので、変更点について説明いたします。

資料3をご覧ください。注目指標については、県と国の計画で掲げている指標を参考として掲載しております。

まず、計画案の10ページ、施策の基本方向Ⅰ-(1)「男女共同参画の視点に立った意識の改革」における注目指標ですが、2次案では、「男女共同参画に関する調査で「社会通念・慣習・しきたり」に関して男性と女性が「平等」と回答した人の割合」としておりましたが、この目標値として、何%が妥当であるかは判断できないため、国の指標を参考にしまして、「男女共同参画社会」という用語の周知度を指標に掲げ、変更しております。

つづいて、資料3、2ページ、計画案は14ページになりますが、施策の基本方向Ⅱ-(1)「様々な場での男女共同参画の促進」における指標について、「2)市内事業所における管理職の男女の構成比率」の数値ですが、2次案では、係長級以上の管理職の割合としておりましたが、国の目標値に合わせまして、課長級以上の割合に修正しました。H28年度の目標値につきましても、国の現状と成果目標との増加率をもとに、「20%」に設定しました。

つづいて3枚目になりますが、施策の基本方向Ⅱ-(2)「子育て・介護世代への支援」の注目指標ですが、2次案では、「男性の育児休業の取得率」としていましたが、施策の基本方向である「子育て・介護世代への支援」を図るための直接的な指標として、県の計画でも掲げていることから、「放課後児童クラブ数及び病児・病後児保育施設数」とし、見直しいたしました。

H28年度の目標値については、市の総合計画で掲載されていることから、「放課後児童ク

ラブ 50 か所」と「病児・病後児保育施設数 6 か所」に設定しております。

4 枚目になりますが、計画案は 20 ページの施策の基本方向Ⅲ－(1)安全な暮らしの環境整備での注目指標 1) につきましては、2 次案では、「DV 相談件数」としておりましたが、相談件数の増減で、男女間の暴力防止や被害者支援の進捗度を測れないことから、指標の見直しを行い、「DV を受けた経験がある割合」に変更いたしました。H28 年度の目標値としましては、DV 被害者がなくなることを目標に設定しています。

以上が、注目指標についての変更点になります。

最後に、資料 1 計画案の表紙にあります計画名ですが、今回が 3 回目の計画の策定ということで、「第 3 次八戸市男女共同参画基本計画 ～男女共同参画社会をめざすはちのへプラン 2012～」といたしました。

また、第 4 章の資料編を加え、男女共同参画に関する動き、関係法令、年表のほか、カタカナ語など用語の解説を掲載いたしました。

以上で、2 次案から最終案への変更点についての説明を終わります。

●議長：ただ今の説明について、何か確かめておきたいことがありましたらどうぞ。よろしいですか。それでは、事前意見から確認していきたいと思います。事前意見一覧表 No. 1 から No. 4 までのご意見を出してくださった委員ですが、本日欠席ですので、事務局から回答をお願いいたします。

●事務局：それでは、頂戴しましたご意見につきまして、回答させていただきます。まず、一つ目ですが、資料 1 計画案の 14 ページですが、注目指標 3) 「放課後児童クラブ数」の H28 年度の目標値が 50 か所に設定されている位置づけが不明なので、国の目標値に準じた提供割合を併記してほしいというご意見ですが、先ほど、注目指標の変更点の部分で説明させていただきましたが、目標値につきましては、市の総合計画で掲げている指標にあわせて 50 か所としておりますので、このままの数値にさせていただきたいと考えております。

二つ目のご意見ですが、計画案 16 ページになります。②の「職場における男女共同参画の促進」について、施策の概要に農業経営が含まれることから、「職場等における男女共同参画の促進」というように文言を修正した方がよいのでは、というご意見でしたが、こちらについては、農業分野についても、「職場」の中に含めた意味で「職場」と表記していることと、県の計画においても、農業分野については、「職場」とみなして、表記していることから、準ずる形でこのままの表現とさせて頂きたいと考えております。

三つ目ですが、計画案 20 ページの注目指標ですが、1) 「DV を受けた経験がある割合」について、実施施策が「男女間の暴力の防止と被害者支援」であることから、施策の指標としては、国の目標のような「防止法の認知度」や「相談窓口の周知度」の方がよいのではないかと。あるいは、「②男女共同参画の視点を取り入れた災害に強い地域づくりの推進」が今回新たに実施施策となったことから、ほっとスルメールの配信サービス登録者数を全

世帯数の何%にするなど、②に関する指標を入れることはできないか。というご意見ですが、ほっとスルメールに関しては、そもそも目標値の設定がないことと、現在の登録者についても誰が登録しているのかわからないシステムで、当然、男女比についても把握できないということから、注指標としては適当ではないと考えております。また「DV防止法の認知度」と「DV相談窓口の周知度」については、数値を捉えていないため、目標値としての明確な基準設定が難しい状況です。「DVを受けた経験がある割合」については、アンケート調査で数値を把握していますので、この数値がゼロになることが現実的に難しいかもしれませんが、理想値ということで設定したものですので、この指標をそのまま使わせて頂きたいと考えております。

四つ目のご意見ですが、計画案23ページの「①妊娠・出産等に関する健康支援」での「施策の概要」の一つ目の項目で「働く女性の妊娠・出産に関して、母性の心と体の健康管理へ配慮することや、雇用管理面で不利益を与えないことについて事業者へ周知を図ります。」とありますが、この文言の中の、「雇用管理面で不利益を与えない」という部分は、計画案16ページに同じような文言があることから、健康支援に限定して削除してよいのではないかとご意見ですが、母性の健康管理措置について定めている男女雇用機会均等法では、母性の健康管理と雇用管理の両方を配慮するものとして定めておりますので、23ページの「①妊娠・出産等に関する健康支援」では健康管理の部分だけが該当になるものではありませんが、事業としては、健康管理と雇用管理は不可分であり、基本計画の中で事業の統一性を図る必要があることから、16ページの「②職場における男女共同参画の促進」と23ページの「①妊娠・出産等に関する健康支援」の両方の「施策の概要」を同じ文言とさせて頂きたいと思っております。

●議長：事務局から回答をいただきましたが、委員の皆様ただいまの回答、あるいは資料等で何か気がつかれましたことがございましたらどうぞ。

●委員：私は事務局の回答のとおりでよろしいかと思っております。

●議長：それではNo.5に進みます。ここは私が2次案のときに見落としした部分ですが、最終案の20ページの13行目ですが、後半のほうにある「健康上の問題を抱えている」という文章のところで、この「問題」という言葉にちょっと立ち止まってしまいました。おそらく女性特有の身体的な特徴を持っているということだと思いますが、「問題」とは違うのではないかなと思ひまして、そこに意見を述べさせて頂いたところです。では「問題」に変わる文言ということを考えてのですが、男性と異なる健康上の症状あるいは不安などを持っていますということを改案として出させて頂いたところですが、事務局回答をお願いいたします。

●事務局：ご指摘いただいた部分ですが、会長からのご意見を含めまして、事務局でも表現の言いかえを検討しましたが、どうしても具体的な表現になってしまいますので、国や県でもこのような表現を使用していることから、「問題」という表現はそのままとさせていただきたいと思います。また、ご意見にありました、「女性特有の身体的特徴を有している」表現部分は反映させていただきまして、それと文末の「抱える」を改めまして、20 ページの文言を「特に女性は、妊娠・出産の可能性を持ち」の後に「女性特有の身体的特徴を有しているため」を加えまして、「特に女性は妊娠・出産の可能性を持ち、女性特有の身体的特徴を有しているため、生涯を通じて、男性と異なる健康上の問題に直面します。」という文言に修正させていただきたいと思います。

●議長：私は事務局から回答について納得いたしました。このことについて何かございますでしょうか。よろしいですか。ではNo.6に進みます。補足がありましたらお願いいたします。

●委員：23 ページの②の部分の施策の概要 2 行目のところでございます。「自殺防止のため心の悩みについての相談体制の整備や周知を図ります」とありますが、最近ここにもありますようにメンタルヘルス対策という部分が重要ではないのかなと思っております。先日調べたことがあります。読み上げさせていただきますが、2011 年に厚労省の安全衛生に関する調査の結果についてですが、年間自殺者数は 13 年連続で 3 万人を超え、精神障害に及ぶ労災請求件数、労災支給決定件数が過去最高になり、過去 3 年でメンタル不調による休業者がいるとした事業所は全体の 6 割以上であります。また、人数が多いほど、このようなことにかかる方が非常に多く、300 人以上の規模の事業所では、8 割以上の事業所でメンタルヘルス等の部分で、悩んだり、退職したり休職している方がいると答えております。このメンタルヘルスの課題として最も多く挙げられるのは管理職労働者の研修が不十分であることとあります。また、休職者に対する職場復帰プログラムの有無についての回答では、100 人未満の中小事業では、6 割以上、策定の予定はないと答えているそうです。心が病んで、家庭の部分も仕事の部分も手がかからない、そういう方が非常に多くなっているということです。連合でもこれは大きな問題として取り上げており、議論しているところでございます。そういう部分では、自殺の部分にとらわれなくて、メンタルヘルスの部分での環境整備や周知を図るといようにしたほうがよいかと思ひ、提案させていただきました。

●議長：ありがとうございました。それでは事務局のほうから回答をいただいてよろしいですか。

●事務局：委員からのご意見のとおり、メンタルヘルス対策についての文言を加えまして、

文言の中の自殺の防止の文言の後に「心の健康の保持増進」という形で加えさせていただきまして、「自殺の防止及び心の健康の保持増進のため、心の悩みについての相談体制の整備や周知を図ります。」というふうに修正させていただきたいと思います。

●議長：ただいまの委員からの指摘していただいた部分ですが、その他の委員の皆さんからご意見がございましたらどうぞ。よろしいでしょうか。では次のNo.7に進みます。ここは、私の意見でしたが、表記上の問題なのでそこに書いてあるとおりでございます。事務局お願いします。

●事務局：ご指摘の部分につきましては、文章中で名詞の場合は漢字 2 文字の「取組」という表記にしまして、「取り組みます」など動詞の場合は送り仮名のある「取り組み」という表記にすることとして全部統一した形で修正させていただきたいと思います。

●議長：ありがとうございます。これで問題ないと思います。

事前に委員の皆さんから出された意見書については以上ですが、今日の課題になった部分や、最終案をご覧になって新たに気づかれたことがありましたら出していただきたいなと思います。いかがでしょうか。

●委員：広く市民からご意見を頂戴しまして、網羅しての男女共同参画推進の計画になったものだと思いますのでよろしいと思います。

●委員：今後の希望ということで述べさせていただくと、妊娠中・出産後の女性に対する健康というところで、先ほどもメンタルヘルスの話があったように、時代とともに問題点が変わっていくのですが、最近私の周りで多いのも、結婚年齢が上がったせいか、出産しにくくなっている。高齢出産に対する不妊治療であるとか体外受精の問題が非常に多くなっておりまして、かなりの時間と費用とそれから精神的な不安などを抱えながらそういう治療にあたる方が非常に多いということを聞いております。そのような病院に通ったりする中で、上司の信頼であるとか、理解を得るということが非常に難しい。休みを取れない状況が多いということを聞いておりますので、今後、先に進んでいく段階で女性が不妊治療などを取りやすいような環境を作っていけたらと思っておりました。

●議長：ありがとうございます。働く環境について具体的に取り上げていただけてますが、このことについて何か事務局でありますか。

●事務局：不妊治療については、直接的な施策が入っていませんが、妊娠・出産に関する健康支援ということで、総括的にそういうことを含めて、皆さんに理解をしていただくと

というようなことを今後進めていくことができればと思います。以上です。

●委員：八戸市の男女共同参画のあり方についての理念や計画等の経緯がまとめられていると思います。これを市民にどのように伝えていくか理解してもらえるか、それがこれからの問題だと思います。今後はどのように動いていくのでしょうか。

●事務局：まず本日のご意見をもとにした修正部分がございますので、そちらを修正したうえで最終的に市の計画ということで取りまとめてまいります。新年度に入りますが4月に入りましたら製本いたしまして、皆様にお配りするとともに、広報等を使いまして概要などをご紹介していくというようなことを考えておりました。あとはホームページへの掲載を考えておりましたので、できるだけ多くの方に見ていただきたいですし、事業所にも計画をもとに取組を進めていただければと思っております。今年度も実施しておりますが、商工会議所の商工ニュースなどそういったものを通じて、計画内容や男女共同参画の活動内容について紹介をしていきたいなと思っております。

●委員：いずれにしても、市の考え方、取組がはっきりしましたので、様々な場面で利用されて、推進されていけばいいなと思います。

●委員：先日、連合で経営者協会八戸支部の方々と懇談会を開催したのですが、その際に経営者の方たちに男女共同参画についてお聞きしました。ある事業所では、全体で部課長クラスで女性の占める割合が16%だそうです。それで女性の支店長が全体で4人いるということでお聞きしました。その事業所では非常にながらんでいるなど話を聞いて受けたのですが、それ以外の事業所の皆さんにお聞きしたところ、役がついてる女性が一人もいないと答えられました。そういう部分では、機会があれば女性の方たちにも門を開いて部課長さんになっていただいでやっていただきたいということで提言してきました。

あとは、前回も同じ働き方同じ賃金ということをお話したのですが、ある事業所では、重たいものを女性に持たせるのはどうかと思ってしまうと。それから水産関係の社長さんでしたが、やはり男性の体の作りと女性の体の作りが違うものですから、冷蔵庫あるいは冷凍庫の中に入って仕事しなさいとは女性には言えないと。ですのでどうしても同じ働き方というのは厳しいとのことで、作業によってそういう部分があるのは理解していただきたいということで、お話を受けてなるほどとは思いましたが、それ以外の部分で同じ仕事を女性でもできるのであれば同じ働き方、同じ賃金でやっていただきたいということで発言しました。やはり男女間の賃金の格差があるのは経営者の方が認めておりました。そういう部分では、年数はかかるかもしれませんが、直していただきたいということで提言しました。また、こちらのほうで労働局など様々な機関を利用して男女共同参画、同じ働き方同じ賃金ということ、さらに進めていただきたいなと思い発言させていただきました。

した。以上です。

●議長：ありがとうございます。まだまだ働く環境について、数値的に上がってこない部分、見えない部分など、まだまだ啓発していかなければいけない部分があるのかなと思います。あといかがですか。

●委員：16 ページの「家族経営内において就業条件等を定める」という文言ですが、「家族経営内においての就業条件」とは具体的にはどのようなことでしょうか。

●事務局：これは農家の方を対象にしたもので、農家だと家族全員総出で作業をされているわけですが、その中で労働時間、収入などについて、例えば週 1 回土曜日、日曜日は休みますとか、そのような規則を決めたりなどの取組になっております。

●委員：個人事業の家族経営体ということではなくて、農家の方を対象にしているわけですね。「定める」という言葉がちょっと強いと思ひまして、どのようなことだったかと思ひましてお聞きしました。家族間の話し合いだけということでしたでしょうか。

●事務局：背景には1次産業の場合には、どうしてもやはり男女共同参画の考え方が希薄だということで、国の施策で農林水産省が主導してこういう家族経営協定を提携したらいいのではないかということで全国的に展開している事業であります。市での実績は21年度に1件で、13年度からの累計で28の農家さんが協定を提携しております。

協定というよりは、意識改革といいますか、家族経営にあっても家族の中できちんと役割を決めて、働きやすい環境を作りましょうという趣旨が働いているものです。

●事務局：労働時間だとか役割分担だとか、休日・収益の配分とかを文章化して、家族間で決めておきましょうということを推進するということです。事業説明の部分は少し説明を加えた形に修正したいと思います。

●委員：意識改革という言葉で納得いたしました。ありがとうございます。

●議長：あといかがでしょうか。

●委員：先ほど委員から男女の給与に格差があり、働き方にもそれぞれ違いがあるというお話がありました。これは長い歴史からいうと、女性は男性に庇護されるべき立場であって、女性はその立場をずっと守ってきたということがあると思うんですね。女性の中に最前線に立って、矢面に立っているいろんなことを考えたり責任を取ったりすることはしたくないという

気持ちが相当あるように私は思っております。私は多くの女子学生に接しておりますが、討論などをするとき、将来社長がいいか副社長がいいか二者択一でどっち？という、ほとんどが副社長を希望すると言います。どうしてかという、やっぱり責任を取らずに、手助けはしたいけれども、自分が責任を取るのはいけないというようなことを今の20歳前後の大抵の子は考えております。こういう意識をだんだんと変えていかなければならないと思います。権威とか権力というのは、女性は長い歴史の中であまり持ってなかったわけですね。そういうときになって命令できるかという、なかなかそういうことは私自身もそうでしたし、周囲を見ても出来かねるところがあるように思っています。それを克服するためにはこの委員の方々もそうだと思いますが、自身を磨いてその力で持っていきしかない場合が多分にあると思いますので、そういうところで求められているものがあるということ、女性も意識して取り組んで行く必要があるというように思います。割合からいうと男性が圧倒的に多く、女性は少ないのですが、それは男性が選ばないということの他に、女性が手を挙げないとか、なりたくないとかそういう意識が相当隠れているように思います。どんどん変わってきているとは思いますが、まだまだそういう意識があるということの日頃感じております。

●委員：新聞社では、女性の支局長やデスクもいますし、管理職になっている人もいます。いわゆるルーティンワークといいまして、警察に行って情報確認したりという決められた仕事の他に、自分の中でテーマを持ってきちんと勉強しているなど、男性より女性の方が優秀です。

●委員：男性は長い目で見て、スパンを広く構えているところがありまして、それから捉え方が非常に開放的です。女性はどうしても視野が狭く、目の前の現実処理を第一に持ってくるのですが、男性はその先のことまで考え、余裕で見ているというところがあるなというように思っています。ペーパーテストや採用試験などでは女性のほうが圧倒的に良い成績です。でも何年も働いていると男性の良さというのがじわじわと出てきているなと私は敬服しております。

●議長：それぞれに持っている力を発揮できるということ、今職場でのお話をいただきましたが、まだ若い者たちへの意識付けと言いますか、そういう教育の面での視点を訴えていただいたなと思います。ありがとうございました。

●委員：この仕事は男性しか出来ない、あるいは女性しか出来ないというのがまず無くなりましたよね。ただ、それがどういう仕事であるのかというのがなかなか分かりづらい部分があるのですが、つい最近、女性のバスドライバーが入りまして市内を走っておりますが、そういう部分では非常に会社のイメージアップ、宣伝効果、いろんなことに繋がる。女性もド

ライバーになれるんだというように、女性も出来る仕事なのかどうか分からない部分も多くあると思います。そういう部分では、労働局あるいはハローワークの方で、もう少しわかりやすく、こういう仕事も実は女性が出来るような仕事なんだよと、もっと周知していただくと良いのではないかと思います。例えば、求人票見ると仕事の内容などが載っていますが、非常にわかりづらい。女性が働けるそういう職場、あるいはチャンスというのがいっぱいあると思うんです。ハローワークに行って書類を見たときに、わかりやすくすると、女性が働きやすく、あるいは働ける職というのを探せるのではないのかなと思うんです。そういう部分では他の機関と連携して改善していただきたいと、提言していただきたいなと思います。

●議長：ありがとうございました。ただ今委員の皆様からのご意見について、先ほど事務局からも説明がございましたが、最終案に付け加え、修正された内容の確認については、会長一任ということで、皆様よろしいでしょうか。

～各委員 異議なし

●議長：それでは、そのように対応させていただきます。本日予定していました案件は以上ですが、その他として事務局から何かございますか。

●事務局：ただいま皆様からいただいたご意見等は議長のほうからも話がありましたが、事務局のほうで修正をさせていただきます。会長から確認をしていただいた上で、最終的に基本計画を完成させ、4月に入りましてから皆様に計画書をお届けしたいと考えております。ただ先ほども申し上げましたが、作成した後は出来るだけ広くお知らせをしていきたいと考えており、広報への掲載など、様々な手段を取って周知してまいりたいと思っておりますので、皆様からもどうぞPRをよろしくお願ひしたいと思ひます。

●議長：では当審議会の審議は終了させていただくこととなりますが、今期は新しいプラン、24年度からの新しいプラン作成に当たって、非常に長時間に渡って、委員の皆様にも審議していただきましたこと、そして事務局の並々ならぬご努力で素晴らしい精査されたものが形になって生まれたということ、この努力がさらに市民に行き渡っていくために、今回の基本計画のキーポイント、実効性ということ。意識改革を図り、行動を起こしていくということが大きな課題でないかなと思います。それに向けて、今事務局からこのようなことをしていきたいという前向きな取組のお話がありました。そして、さらに委員の皆様にはそれぞれの職場でそれぞれの持ち場で、この協議したことをそれぞれで広めていただきたいと思ひます。それでは、司会を事務局にうつします。

●司会：ありがとうございました。閉会に当たりまして、事務局を代表しまして、大坪総合

政策部長からお礼を申し上げます。

●事務局：それでは、閉会するに当たりまして一言お礼を申し上げたいと思います。本日は第3次八戸市男女共同参画基本計画を決定いただきました。また第5期の委員の皆様のお集まりということでございますので、改めて一言お礼を申し上げたいと思います。2年間、委員の皆様方には会長、副会長をはじめ、大所高所からさまざまなご意見頂戴いたしまして本当にありがとうございました。特に今年度これまで4回に渡りまして、審議をいただいた第3次基本計画、今後24年度、来年度から28年度までの5ヵ年の計画であります。八戸の男女共同参画にかかる指針としてこれに則って政策を推進してまいります。つきましては今後とも引き続きそれぞれの場面で、ご支援ご協力を賜りたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。この今回の計画の中でも、意識づくりという部分が非常に大切な部分ですので、従ってこの計画ができましたものを、先ほど申し上げましたとおり、広く市民の皆様、事業所の皆様に対しまして広報PR周知を図っていくということがまず最初の仕事かと思っておりますので、私どもの方も全力をあげて、当市の男女共同参画の推進に向けて取り組んでまいりたいと思っておりますので、引き続きご支援をよろしくお願いたします。本当にこの2年間大変ありがとうございました。

●司会：これを持ちまして、平成23年度第4回八戸市男女共同参画審議会を終了いたします。